



D 要配慮者への配慮

被災地での課題

- 要配慮者の特性に応じた対応方法や、配慮すべき事項等が共有されておらず、対応の仕方が分からなかった。



対応のpoint

- 要配慮者の特性ごとに特徴や主な配慮事項を整理した「多様な避難者への配慮事項」などを参考に具体的な留意点や対応方法について確認しておきましょう。



【第1章 避難所の管理運営について（P.31～35）、事前準備編等】
【第2章 避難所運営シート（P.113～116）】

E 警備体制の確保

被災地での課題

- 避難所において、不審者が目撃されたり貴重品や荷物の置引などが発生した。



対応のpoint

- 定期的なパトロールや、夜間の照明確保など、避難所内及び避難所周辺の警備を行うとともに、防犯ブザー等の設置や、盗難防止のため、避難者個人の持ち物には名前を書きましょう。



【第2章 避難所運営シート（P.86）】

F 避難所外避難者の把握

被災地での課題

- 避難所以外で避難生活を送る避難者（在宅避難、自主避難所、広域避難等）に関する状況や支援ニーズを把握する方法を事前に取り決めておらず対応に苦慮した。



対応のpoint

- 地域を巡回した折に確認された避難所外避難者や、避難所敷地内で確認された避難所外避難者に対して、最寄りの避難所での登録の呼びかけや、支援物資の情報を伝えましょう。
- 自主避難所等が発生した場合の状況把握方法や避難者ニーズのとりまとめ、必要な支援の提供方法など、指定避難所との連携についてルール作りをしておきましょう。

【第2章 避難所運営シート（P.81）】



まとめ



大規模災害が発生した場合には、行政による対応には限界が生じます。そのため行政・市民・事業者の皆さんと共に取り組むことが大切です。

様々な災害リスクを想定し、日頃から幅広い世代の多くの市民が防災に関心を持ち、地域の防災活動へ参加することにより、防災意識が高まり、発災時においても、自らの命は自らで守る自助の力とともに助け合う共助の力が大きく向上します。

防災は特別なことではありません。日常の中でできることから始めましょう。能登半島地震の教訓を、地域の防災活動に活かしていきましょう。



名古屋市 能登半島地震 報告書

（詳細は「令和6年能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証報告書」参照）



令和6年能登半島地震の支援では、本市として多くの貴重な経験を積むことができ、災害対策における様々な教訓等を得ることができました。



このリーフレットでは、

地域防災活動に取り組んでいただいている地域の皆様へ特に伝えたい
被災地での課題や教訓を、避難所運営に関する内容を中心にまとめています。
ぜひ、地域で訓練等を行う際の参考としてください。



本市の避難所運営について



本市では、災害発生時に迅速に指定避難所を開設し、円滑に指定避難所を運営することを目的に、「指定避難所運営マニュアル」を作成しています。 令和6年能登半島地震における避難所・避難者数の推移

避難所運営の基本的な考え方

01 避難所は、避難者による「自主運営」となります。

02 全員で協力し、お互いに助け合いながら、避難所運営に取り組みます。

03 要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。



名古屋市 避難所運営

令和6年能登半島地震では、地震発生直後に多くの避難所が一斉に開設されました。円滑な開設・運営には事前の準備が重要となります。



A 避難所運営の基本ルール

避難生活のルール徹底

被災地での課題

- 発災直後に、土足で室内に入る人がいたり、掃除が行き届かないなどの衛生面での問題が見られた。
- 断水によりトイレの排水ができない状況にもかかわらず、排泄が行われたことで、衛生環境の悪化が見られた。

対応のpoint

- 避難所における基本的な生活ルールは、避難所管理組織で決定し、掲示するなどして、全員に知らせましょう。
- 住居空間の衛生管理として、屋内土足禁止、共有部分や居住スペースの清掃、換気を実施しましょう。
- 断水時には水洗トイレが使用できず、排泄物やトイレットペーパーを流せなくなります。事前に断水時のトイレ利用ルールを確認し、簡易トイレの使用方法を訓練しておきましょう。

【第1章 避難所の管理運営について（P.23～、51、69、105）
事前準備編（P.12）等】



施設管理者との調整

被災地での課題

- 施設管理者との調整にあたり、施設内設備をどこまで使用できるかや連絡方法等の確認が不十分で、対応に苦慮した。
- ペット連れの避難者への対応について関係者の認識が十分でなかったため、避難所でペットを連れてきた避難者の受入れが断られるなど、避難所運営者ごとに対応に差があった。

対応のpoint

- 避難所ごとに区役所、災害対策委員はじめ地域の皆さまと施設管理者間であらかじめ決めておいた方がよい事柄は、「事前準備編」で整理しておきましょう。また、「事前準備編」の内容を関係者間で、定期的に確認しましょう。

【第1章 避難所の管理運営について（P.23～）、事前準備編等】

※「事前準備編」とは

災害時に指定避難所を迅速に開設し、円滑に運営するため、指定避難所運営マニュアルの一部として、事前に確認・決定しておくべき事項をまとめたものです。

避難所ごとに、区役所・災害対策委員・地域住民・施設管理者と話し合い、管理運営の内容を整理しておきましょう。

B スペースの確保

居住スペース

被災地での課題

- 発災当初は過密な状態での雑魚寝を余儀なくされたほか、一人当たりの居住スペースが狭く、簡易ベッドやパーティション等を設置できなかった。



対応のpoint

- 緊急対応初期の段階では、就寝可能な面積（1人当たり2m²）を最低限確保し、避難者数の状況等を踏まえ、可能な限り発災直後からスフィア基準（1人あたり3.5m²）に近づけるよう努めましょう。

【第1章 避難所の管理運営について（P.23～）、
第2章 避難所運営シート（P.69）等、事前準備編等】



目的別スペース（キッズスペース等）

被災地での課題

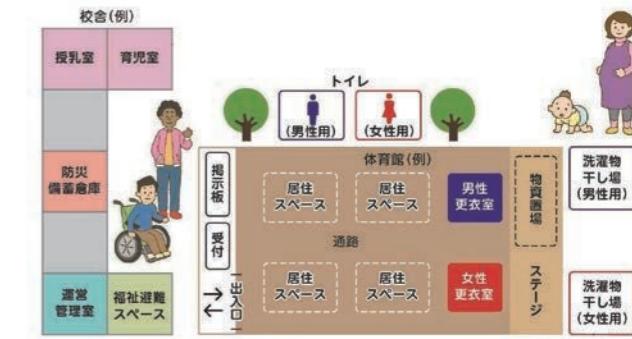
- 避難所で子どもが安心して遊べるキッズスペースが確保されておらず子どもの居場所がなかった。（災害時において子どもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、子どもの心の回復の観点や親の負担軽減のため、非常に重要です。）



対応のpoint

- 避難所施設内に目的別スペースとして、キッズスペースのほか、運営管理室、感染症患者スペース、男女別のトイレ・物干し場・更衣室等、授乳室、炊事スペース、ペットの避難場所（原則市立小中学校）等、運営上必要な用途に応じた場所を設置しましょう。

【第2章 避難所運営シート（P.67）事前準備編（P.3-5）等】



C 性別への配慮



避難所運営への女性参画

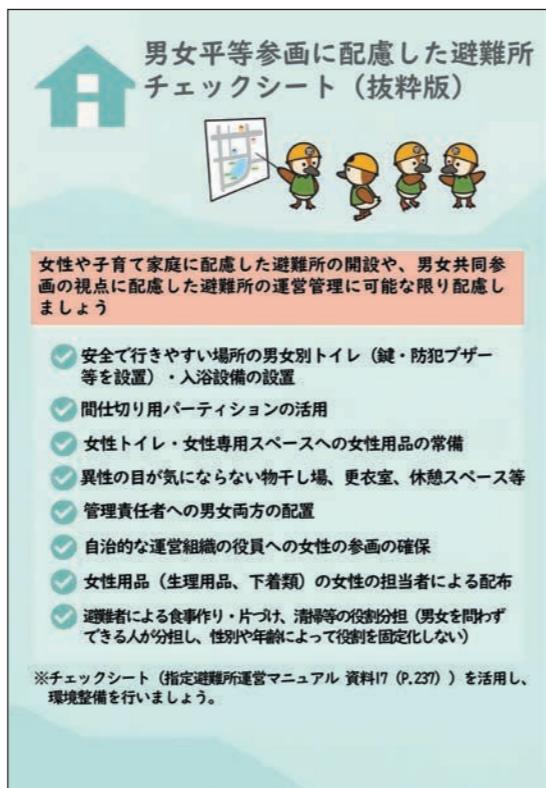
被災地での課題

- 避難所の運営は男性が多く、なかなか女性の意見が届かなかったり、炊き出しへは主に女性が担当するなど、役割が固定化されていた。

対応のpoint

- 避難所管理組織は、できる限り男女とも4割以上になるように選びましょう。
- 適切なニーズ把握のため、できる限り1名以上は、女性が受けを担当しましょう。
- 男女平等参画に配慮した避難所運営のためのチェックシートで確認しましょう。

【第1章 避難所の管理運営について（P.24、28）第5章資料編（P.237）等】



男女別の更衣室等の確保

被災地での課題

- 男女別の更衣室やトイレ、シャワー室、授乳室等が確保されていない避難所や、プライバシーを確保するための間仕切りが設置されていない避難所があった。



対応のpoint

- 异性の目線が気にならない更衣室、男女別の入浴設備の設置等の配慮をしましょう。

【第5章 資料編（P.237）等】



女性向け物資の配布・管理

被災地での課題

- 女性向け物資の配布・管理を男性が行ったり、通常の物資と一緒に置かれたりするほか、下着等はサイズが限定的で特に高齢女性には使いにくく、生理用品は多くあったものの種類が十分でなかった。



対応のpoint

- 女性向け物資については、女性特有のニーズに気を付けるほか、女性が配るなど、配布方法に配慮するよう整理しましょう。

【第2章 避難所運営シート（P.136）等】



※【】内は避難所運営マニュアルの記載箇所です。